

執筆者：

E-mail✉ [田代 夕貴](#)E-mail✉ [渡邊 純子](#)E-mail✉ [加藤 由美子](#)

監修者：

E-mail✉ [森田 多恵子](#)E-mail✉ [根本 剛史](#)

1. はじめに

本年 9 月 13 日に日本政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」¹ 詳説第 4 回の本号では、負の影響の範囲(2.1.2.2)について解説します。人権への「負の影響」を理解することは、企業による人権尊重の取組を実践する上で必要不可欠な前提となります。

2. 負の影響の範囲(2.1.2.2)

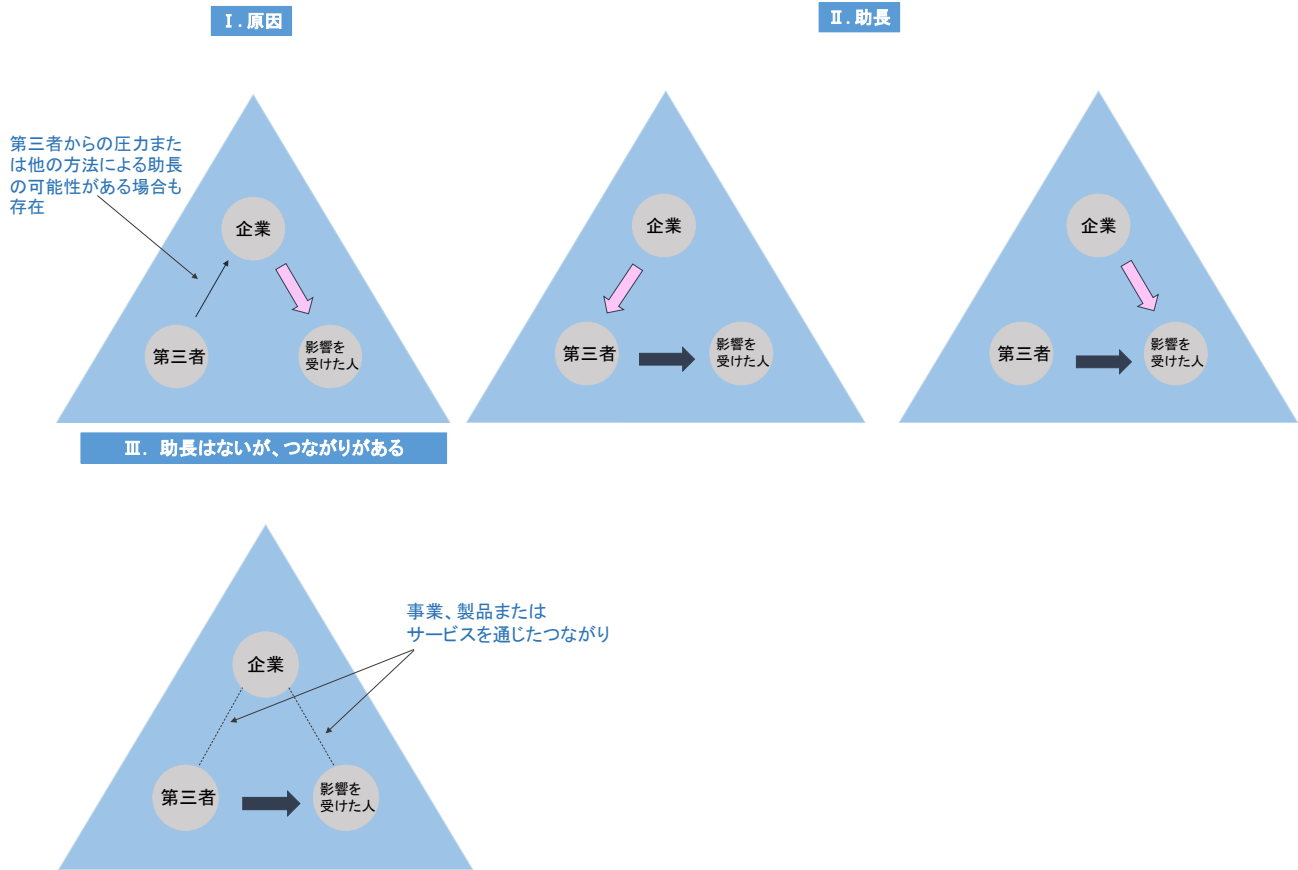
本ガイドライン 2.1.2.2 は、国連指導原則 13 を参照しつつ、人権への「負の影響」を①引き起こす場合(cause)、②助長する場合(contribute)、③直接関連する場合(directly linked)の 3 つの類型を挙げています。本連載第 2 回([こちら](#))の 3. に記載のとおり、ここでいう「人権」は、国際的に認められた人権であり、各国の法令が定めている人権保障の水準が国際的に認められた人権の基準に達していない場合、企業は各国の法令を遵守するだけでは足りず、国際的に認められた人権を尊重する責任を負い、また、各国法令の内容と国際的に認められた人権の内容が矛盾する場合には、後者に関する原則を尊重する方法を追求すべきとされています(国連指導原則 23)。企業の人権尊重責任は、人権を保護する国内法及び規則の遵守を越えるもので、それらの上位にあるとされています(国連指導原則 11 解説)。

①の「引き起こす」とは、企業自身が自身の活動を通じて、人権に対して負の影響を引き起こす場合、②「助長」とは、企業が他の活動とあわせて、又は他の主体に影響を与えることにより、人権に対する負の影響を助長する場合、③「直接関連」とは、①、②以外の場合で、事業上の関係を通じて、企業の事業・製品又はサービスが人権への負の影響と直接関連性を有する場合です。ここでいう企業の「活動」には、作為及び不作為の双方を含むものと理解されています(国連指導原則 13)。

各類型のイメージ図及び例は以下のとおりです。

¹ 原文は[こちら](#)です。本稿で引用されている項目番号は、ことわりのない限り、本ガイドラインの項目番号です。本ニューズレターは連載企画であり、第 1 回(ガイドライン策定の経緯等、人権尊重の取組の全体像)は[こちら](#)、第 2 回(人権尊重の意義、人権の範囲、人権尊重の取組にあたっての考え方)は[こちら](#)、第 3 回(人権方針の策定及び事業への組込)は[こちら](#)からご覧いただけます。

イメージ図²



例³

負の影響の種類	例
企業がその活動を通じて負の影響を引き起こす (cause) 場合	<ul style="list-style-type: none"> 自社工場の作業員を適切な安全装備なしで危険な労働環境において労働させる場合 自社工場からの化学物質の流出が地域の飲料水を汚染する場合 レストランが顧客対応において人種差別を行う場合
企業がその活動を通じて直接に、又は外部機関(政府、企業その他)を通じて負の影響を助長する (contribute) 場合	<ul style="list-style-type: none"> 過去の取引実績から考えると実現不可能なリードタイム(発注から納品までに必要な時間)であることを知りながら、そのリードタイムを設定してサプライヤーに対して納品を依頼した結果、そのサプライヤーの従業員が極度の長時間労働を強いられる場合 企業が、その投資先企業が保有する工場における廃水処理のための高額な設備の導入が地域の飲料水の汚染を防止するために必要であると認識しているにもかかわらず、その企業が導入案に反対することで、投資先企業の工場による排水がその地域の飲料水を汚染する場合 子供をターゲットとして糖分の多い食事や飲み物を宣伝し、子供の肥満に影響を与える場合 インターネットサービス利用者に関するデータを政府に提供し、政府がそのデータを人権に反して政治的反対者の追跡及び起訴のために使用する場合 収容者の非人道的な扱いが疑われる収容所の建設及び保守を実行する場合

² OHCHR 人権尊重についての企業の責任－解釈の手引き－ (<https://www.ohchr.org/en/publications/special-issue-publications/corporate-responsibility-respect-human-rights-interpretive> から入手可能。以下「解釈の手引き」といいます。)の BOX 2 参照。

³ 本ガイドライン 2.1.2.2 及び解釈の手引きの BOX 2 の例参照。

<p>企業は、負の影響を引き起こさず、助長もしていないものの、取引関係によって事業・製品・サービスが人権への負の影響に直接関連する (directly linked) 場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業者が衣料品の刺繍を委託したところ、受託者であるサプライヤーが、小売業者との契約上の義務に違反して、児童に刺繍を作成させている業者に再委託する場合 ・ 事業活動のためにある企業への貸付を行ったが、その企業が自社との合意に違反し、地域住民を強制的に立ち退かせる場合 ・ 医療機関が、男児を優先するために中絶を勧めようとして、女の胎児を映し出すためにスキャンを使用する場合
--	--

本ガイドラインでは、この3類型全てに関して、人権 DD の対象とすることが規定されています。また、人権への負の影響が実際に生じると、その被害の回復は容易ではなく、不可能な場合もあることから、事前に負の影響を予防すること、そして、実際に負の影響が生じてしまった場合にはその再発を予防することが重要であり、**実際に生じている負の影響だけでなく、潜在的な負の影響も人権 DD の対象となる**ことが規定されています(国連指導原則 18、本ガイドライン 2.1.2.2)。

上記例のように、企業が人権への負の影響を及ぼす範囲は極めて広く、企業が人権への負の影響を全く及ぼしていないと整理できる事例は殆どありません。このため、人権 DD の対応を行う際は人権への負の影響が存在し得ることを前提として、それに対してどのように予防・対処するかという方向性で取組を進めることになります。国連指導原則や本ガイドラインでは、このように極めて広い人権 DD の対象範囲を念頭に置きつつ、多くの企業にとって、人的・経済的リソースの制約等を踏まえると、全ての取組を直ちに行うことは困難であることも考慮し、**企業が優先順位付けをしつつ、人権 DD に取り組むこと**を認めています(国連指導原則 24、本ガイドライン 2.2.4)。

優先順位付けを行う場合は、より**深刻度⁴の高い人権への負の影響**(①人権への影響が重大である(規模)、②負の影響の及ぶ範囲が大きい(範囲)、③対応の遅れにより是正が不可能である(救済困難度)、というそれぞれの観点を踏まえ、人権への負の影響が深刻であるもの)から優先して取り組む必要があります(国連指導原則 24、本ガイドライン 2.2.4)。

本ガイドラインに明記されているように、優先順位は状況の変化に応じて変わり得るものであり、継続的な影響評価を行うことが重要です(本ガイドライン 4.1.3.1)。また、**深刻度は、人権への負の影響の程度を基準として判断され**、企業経営に与え得る負の影響(経営リスク)の大きさを基準として判断されません(本ガイドライン 4.1.3.1)。なお、同等に深刻度の高い潜在的な負の影響が複数存在する場合には、まず、蓋然性(発生可能性)の高いものから対応することが合理的です(本ガイドライン 4.1.3.1)。

・ 深刻度の判断基準(本ガイドライン 4.1.3.2)

基準	意味	考慮事項の例
①規模	人権に対する負の影響の重大性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害の性質や背景 ・ 侵害の態様 ・ 被害者の状況
②範囲	負の影響の及ぶ範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負の影響を受ける人々の人数 ・ 負の影響を受けるグループやコミュニティの大きさ
③救済困難度	負の影響が生じる前と同等の状態に回復することの困難性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負の影響からの救済が可能である程度(例えば、補償又は被害回復による救済が想定される) ・ 負の影響が生じる前と同等の状態に回復するために求められる行動の迅速性の程度

3 おわりに

上記のように人権 DD は、その範囲が広範であることや、国際人権規範・労働基準などを念頭においた比較的新しい取組であることから、対応に苦慮される会社の皆様もいらっしゃるかと思います。担当部署が会社内に設置されていなかったり、会社内で理解を得られなかったりすることにより、人権方針は策定したものの、その後の人権 DD の取組をどのように進めるかについて頭を悩ませているというご相談をいただくことも多いです。人権 DD の取組に関し、始めから完璧なものを目指す必要はありません。

⁴ 「深刻度」というのは絶対的な概念ではなく、企業が確認した他の人権への影響との比較において考えられるものです(国連指導原則 24 解説)。

対応は不可能と諦めてしまうのではなく、事業活動に伴う人権への負の影響について、深刻さを主たる基準としつつ、優先順位付けを行い、まずは会社内で重点課題を特定し、特定された重点課題から少しずつ人権 DD のサイクルを回し始め、そのサイクルを少しずつ広げていくことをお勧めいたします。次回の第 5 回では、この人権 DD のサイクルの一ステップである負の影響の評価・特定について解説します。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 